

ヒアリングの進め方について（改定）

1. 日時、所要時間

- ・第1回 7月12日(水)13:00～17:15（場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室）
 - ・第2回 7月13日(木)13:00～17:00（場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室）
- ※審議会形式ではなく、懇談会形式とする。（出入り自由）

2. テーマ

- (1) 分野①：子ども及び若者の支援に係る活動
- (2) 分野②：日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動
- (3) 分野③：地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- (4) その他：資金提供者、中間支援団体等からみた上記3分野の社会課題

3. 対象

- ・合計40程度の団体・有識者からヒアリングを実施
- ・対象については、委員・専門委員からの提案を基に、会長が選定する。
- ・なお、時間の都合上、提案のあった全ての団体・有識者からヒアリングを行うことは困難であるが、今回ヒアリングに招くことができない団体・有識者については、別途、書面で意見提出を依頼する。

4. ヒアリング事項

- | | |
|-------|--|
| 質問事項1 | 貴団体の活動（研究・資金提供・中間支援）を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。 |
| 質問事項2 | そのうち、行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。 |
| 質問事項3 | 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。 |
| 質問事項4 | 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。 |

- 留意事項
- ・上記の質問事項につき、①総論・一般論は避けていただき、②具体的なエビデンス及び理由に基づいて説明してください（分量A4で2枚以内）。
 - ・単なる自団体の活動の紹介やPRは厳に慎んでください。

5. ヒアリングの進め方

- 1テーマ1セッションとし、1日4セッション。1セッション当たり1時間を基本とする。※セッション毎に入れ替え制
- ①各団体・有識者からプレゼンテーション（5～7団体。1団体・有識者あたり5分程度）
- ②質疑応答及び委員・専門委員間でのフリーディスカッション（15～25分程度）
- 透明性確保の観点から、通常の審議会と同様、動画配信及び議事録を作成し、公開するものとする。

<1日あたりのヒアリングの進め方のイメージ案>

<p>セッション1</p> <p>分野①</p> <p>子ども・若者</p> <p>支援</p>	<ul style="list-style-type: none">● 各団体・有識者からのヒアリング（25分程度）<ul style="list-style-type: none">➢ 団体A➢ 団体B➢ 団体C➢ 団体D➢ 団体E <p>各団体5分で説明</p> <ul style="list-style-type: none">● 質疑対応等（15～25分程度）
<p>セッション2</p> <p>分野②</p> <p>生活困窮者</p> <p>支援</p>	<ul style="list-style-type: none">● 各団体・有識者からのヒアリング（25分程度）<ul style="list-style-type: none">➢ 団体F➢ 団体G➢ 団体H➢ 団体I➢ 団体J <p>各団体5分で説明</p> <ul style="list-style-type: none">● 質疑対応等（15～25分程度）
<p>セッション3</p> <p>分野③</p> <p>地域活性化</p> <p>15:00-15:50</p>	<ul style="list-style-type: none">● 各団体・有識者からのヒアリング（25分程度）<ul style="list-style-type: none">➢ 団体K➢ 団体L➢ 団体M➢ 団体N➢ 団体O <p>各団体5分で説明</p> <ul style="list-style-type: none">● 質疑対応等（15～25分程度）
<p>セッション4</p> <p>その他</p> <p>16:00-16:50</p>	<ul style="list-style-type: none">● 各団体・有識者からのヒアリング（25分程度）<ul style="list-style-type: none">➢ 団体P➢ 団体Q➢ 団体R➢ 団体S➢ 団体T <p>各団体5分で説明</p> <ul style="list-style-type: none">● 質疑対応等（15～25分程度）

休眠預金等活用審議会ヒアリングに関するQ & A

Q 1. なぜヒアリングを実施するのでしょうか。

A. 休眠預金等活用審議会においては、現在、優先的に解決すべき社会課題を中心に、来春目途の基本方針の策定に向け、審議しているところです。法律の基本理念の一つとして法第16条第3項にあるとおり「多様な意見が適切に反映されるよう配慮」する旨が規定されていることを踏まえ、現場の団体や有識者の方からヒアリングを実施することを第1回休眠預金等活用審議会（平成29年5月22日）において決定し、同年7月12日及び13日に実施します。ヒアリングの結果は今後の基本方針の策定に向けた審議に反映させていく予定です。

Q 2. リストの団体及び有識者等はどのように選ばれたのでしょうか。

A. 委員、専門委員にヒアリング候補先を募り、第2回休眠預金等審議会において、選定を会長に一任する旨の了承をいただいた上で、分野のバランス等を考慮しつつ選定したものになります。

今回のヒアリングの対象とならなかった団体・有識者に関しても、別途、優先的に解決すべき社会課題等について、資料を提出いただくこととしております。なお、これら全ての団体及び有識者等の資料はヒアリング対象となった団体及び有識者等と同様、基本的に公表する予定です。

Q 3. ヒアリングの対象となった団体は「資金分配団体」、「民間公益活動を行う団体」になるにあたって有利に扱われることはあるのでしょうか。

A. 今回のヒアリングは、あくまで基本方針の審議にあたり優先的に解決すべき社会課題の把握のために実施するものであって、ヒアリングの対象となったことをもって、当該団体等に対し休眠預金等の活用先となる民間公益活動を行う団体の選定において優位性が与えられるといったことは一切ありません。

法第22条第5項に規定されているとおり、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定は公募により決定することとされており、その選定の基準等に関しては、基本方針に即して指定活用団体が策定する「民間公益活動促進業務規程」や内閣総理大臣が毎年策定する「基本計画」において定められることになっております。

Q 4. ヒアリングは今回限りなのでしょうか。

A. 法第16条第3項において「多様な意見が適切に反映されるよう配慮される」と規定されていることを踏まえ、広く国民の皆様や団体の皆様等からご意見を聴くため、様々な手段を講じています。

今回のヒアリングの実施以外にも、平成29年5月31日に内閣府休眠預金等活用担当室ホームページ上に意見を投書できる「御意見箱」を設置したほか、第3回休眠預金等活用審議会（平成29年6月27日開催）において、9月目途に開催を予定している第4回審議会において、優先的に解決すべき社会的課題の整理を中心とする「中間的整理」を行った後、「地方公聴会」を開催することを決定いたしました。

なお、基本方針の策定に向けて更に審議を進めていく中で、今後も様々な機会を通じて、別途皆様からご意見を聴いてまいりたいと思います。

【参考】 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
(抄)

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

第 16 条 (略)

2 (略)

3 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4～5 (略)

(民間公益活動促進業務の適正な実施等)

第 22 条 (略)

2～4 (略)

5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。